

## 豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="242 365 810 443">○豊川市空家等の適切な管理に関する条例 令和2年3月30日条例第17号</p> <p data-bbox="231 499 316 533">(公表)</p> <p data-bbox="183 544 810 701">第5条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p data-bbox="215 712 810 835">(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p data-bbox="215 846 810 913">(2) 命令の対象となった特定空家等の所在地</p> <p data-bbox="215 925 451 958">(3) 命令の内容</p> <p data-bbox="215 969 810 1037">(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p data-bbox="183 1048 810 1216">2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p data-bbox="890 365 1458 443">○豊川市空家等の適切な管理に関する条例 令和2年3月30日条例第17号</p> <p data-bbox="879 499 963 533">(公表)</p> <p data-bbox="831 544 1458 701">第5条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p data-bbox="863 712 1458 835">(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p data-bbox="863 846 1458 913">(2) 命令の対象となった特定空家等の所在地</p> <p data-bbox="863 925 1099 958">(3) 命令の内容</p> <p data-bbox="863 969 1458 1037">(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p data-bbox="831 1048 1458 1216">2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>